

「京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）」

概要

■ 第1章「総則」

1【目的】 第1条

- 京丹後市における太陽光発電設備の設置事業等（以下「設置事業等」という。）に関し、市、市民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーを活用する事業の適正化及び自然環境の保全と調和を図り、秩序ある発展と良好な生活環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

2【定義】 第2条

- 本条例における各用語の意義について、以下のとおり定める。

「太陽光発電設備」

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

「設置事業等」

太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電し、及び供給し、又は消費する事業（当該設備の設置に伴う木材の伐採並びに切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をいう。

「事業区域」

事業を行う一団の土地であり、太陽光発電設備の設置を施工する土地並びに当該事業の施工及び維持管理のため一体整備する土地をいう。

「事業者」

設置事業等を計画した者及び設置事業等に係る工事の設計及び施工（以下「工事等」という。）の請負契約の発注者及び受注者又は請負契約によらないで自ら工事等をする者で、事業区域を使用するもの又は使用する予定のものをいう。

「土地所有者等」

事業区域に関わる土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

「近隣関係者」

- 事業区域に隣接する土地^{※1}の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

※1 事業区域に隣接する土地が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地が設置事業等の影響を受けると認められる場合はその土地を含む。以下同じ。

- 事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織
- その他、法令の規定に基づいて設置事業等の影響を受けると認められる者

3【責務】第3条

市、市民、土地所有者等及び事業者は、以下の責務を有し、その責務を果たすため相互に協力しなければならない。

- 市は、地域資源である太陽光その他の再生可能エネルギーを活用する事業を地域低炭素化のための公益的施策に位置づけ、地域の自然的及び社会的な条件に適した利用を図るため、良好な自然環境及び生活環境との共生に努めるとともに、事業者による再生可能エネルギー事業が実施される場合には、適切な指導及び助言を行う。
- 市民は、市の施策に協力するとともに、事業区域又はその周辺地域において当該事業を原因として良好な公衆衛生、環境保全、防疫、防災、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のあるときは、市長に通報する。
- 土地所有者等は、事業者による再生可能エネルギー事業により自然環境、生活環境、景観等を害することがないよう当該土地を適正に管理する。
- 事業者は、太陽光その他の再生可能エネルギーを活用する事業によって原状の環境を損なうことのないよう、自らの責任と負担において、本条例で規定する設備基準に従い必要な措置を講じるとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

4【適用の範囲、設備・規模】第4条

(範囲)

- 市全域を対象とする。

(設備・規模)

- 地上設置の太陽光発電設備（建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上等に設置されるものは対象外）で、発電出力の合計が10キロワット以上^{※1}となる太陽光発電事業、又は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項の規定による都道府県が定める基準において、太陽光発電設備の設置について、適切でないと認められる区域又は考慮を要する区域・事項等における太陽光発電事業^{※2}を対象とする。

※1 2021年9月末時点で、10～50kWの事業用太陽光発電が、設備認定の件数ベースでは約95%と大半を占め、認定容量ベースでも32%程度存在している。（出典：再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第1回）説明資料、令和4年4月、経済産業省）

※2 2022年4月施行の改正温対法において、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度が措置される。促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定を行う。促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの配慮書の手続省略等の特例措置の対象（都道府県基準が設定されている場合に限る）となる。

現在、京都府では、促進区域の設定に関する環境配慮基準を定める京都府地球温暖化対策推進計画について、令和4年度中の一部改定に向けた作業が進められている。京丹後市では、本計画の改定を踏まえた京都府の環境配慮基準に基づき、現在市において進めている再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング業務に反映していくこととしている。

- 実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力が、第5条第1号に規定する出力に該当する場合は、この条例の規定を適用する^{※1}。

※1 FIT制度がスタートした2012年度以降、同一の場所で実施する出力50kW以上の太陽光発電設備を、同一の場所で出力50kW未満の設備へ分割したうえで認定を取得のう

え事業を実施することで、本来適用される保安上の規制回避による社会的不公平、一般送配電事業者の管理コストの増加による電気料金への転嫁の発生、また不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生など、社会的コストの増加を招く結果となっていた。このため国は、FITの太陽光発電設備において、10～50kW未満、10kW未満を順次分割案件の規制対象に加え、2022年4月からは、出力にかぎらず非FITの太陽光発電設備についても規制対象に加えることで、分割案件の審査を厳格化している。

■ 第2章「事前協議及び届出」

1【事前協議、事業計画の確認】第5条・第8条

- 条例の適用を受ける設置事業等を行おうとする事業者は、当該事業の計画（以下「事業計画」という。）に係る事前協議書を提出し、規則で定めるところにより、あらかじめ内容、施行方法等について市長と協議しなければならない。
- 市長は、協議を受けて、事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。
- 事業計画の確認は、規則で定める確認基準^{*1}に基づいて行うものとし、確認の結果、基準に適合している旨、又は必要な条件を付した通知を事業者に行い、これをもって事前協議の終了とする。

※1 現状では、以下の確認基準（案）を想定。

- (1) 太陽光発電設備と事業区域内の環境の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2【事業計画の事前公開、近隣関係者への事前説明】第6条・第7条

- 事業者は、事前協議の開始の日から終了の日まで、事業計画に係る所定の事項を記入した標識を、設置事業等の予定地内の公衆の見やすい場所に設置・公開しなくてはならない。
- 事業者は事前協議の間、近隣関係者^{*1}に対し、事業計画及び工事等の内容^{*2}についての事前説明等^{*3}を実施し、理解を得るよう努めるものとする。

※1 近隣関係者の定義は、以下のとおり。

ア 事業区域に隣接する土地（事業区域に隣接する土地が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地が設置事業等の影響を受けると認められる場合はその土地を含む。）の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

イ 事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織

ウ その他、法令の規定に基づいて設置事業等の影響を受けると認める者

※2 事前説明等の内容としては、①事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境、景観等の保全、②災害発生の防止、③構造の安全性、④事業期間中の安全管理及び事業終了後の措置に関する事項などを含むことを想定している。

※3 説明会の開催のほか、事業計画及び工事等の内容を記載した資料の回覧又は送付を想定。どの手段によるのかは、事業者と近隣関係者との協議により決定。

- 市長は、設置事業等の影響を考慮のうえ、必要な関係者に対する説明会等の実施を事業者に指導することができる^{※1}。
 - ※1 設置事業等による影響を考慮した際に、事業者が開催する事前説明等の対象者では不十分であると市長が判断した場合に、事業者を指導できるよう規定するもの。
- 事業者は、近隣関係者への事前説明等を行ったときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3【届出、計画変更】第9条・第10条

(届出)

- 事業者は、事前協議が終了したときは、設置事業等に着手する日の30日前までに、事業計画及び工事等の内容を記入した設置事業等届出書^{※1}を市長に提出しなければならない。
 - ※1 設置事業等届出書の記入事項(案)としては、以下内容を想定。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
 - (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地、面積及び設置工事の完了時における土地の形状
 - (4) 太陽光発電設備を設置する位置、構造及び発電出力
 - (5) 太陽光発電設備の維持管理計画(太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

(計画変更)

- 事業者は、届出をした事業計画に定める事項を変更しようとするとき(軽微な変更^{※1}を除く。)は、あらかじめ当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれをしてしなければならない。
 - ※1 軽微な変更(案)としては、以下内容を想定。
 - (1) 設置工事の着手予定日を当該予定日以降の日にする変更
 - (2) 事業区域の面積の変更であって、変更前の面積の1割以内を減少させるもの
 - (3) 太陽光発電設備の出力を縮小するもの
- 計画変更の届出においては、事前協議、事前公開、近隣関係者への事前説明等に係る各条例規定を準用する。

■ 第3章「設置事業等関連」

1【工事の届出・完了確認、管理者等情報の掲示、維持管理】第11条～第15条

(工事の届出)

- 事業者は、設置事業等への着手にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 工事に着手するとき。
 - (2) 工事を中止するとき。
 - (3) 中止していた工事を再開するとき。
 - (4) 工事が完了したとき。

(完了確認)

- 市長は、工事完了の届出を受けたときは、事業計画に基づき適切に工事が行われたことを確認するため、現地確認を行うものとする。
(管理者等情報の掲示)
- 事業者は、設置事業等届出書の提出を行ったときは、当該事業等を実施する間、事業等の情報を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
(維持管理)
- 事業者は、設置事業等を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。
(廃止の届出)
- 事業者は、設置事業等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業等の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

■ 第4章「条例の不履行に対する処置」

1【勧告等、公表】第16条・第17条

(勧告等)

- 市長は、事業者に対し、必要と認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。
 - (1) 以下事項における勧告。
 - ①この条例に基づく手続を行うこと
 - ②この条例に基づく指導に従うこと
 - ③当該設置事業等について必要と認める措置を講ずべきこと
 - (2)前号の規定による勧告をした場合において、講じた措置について文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。
- 市長は、設置事業等の適切な施行及び管理を行わせるため、事業者に対し必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(公表)

- 市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。
- 公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

■ 付則

1【施行期日、経過措置】

(施行期日)

- 令和5年7月1日から施行する。
- (事業計画に係る経過措置)
- 施行日前に設置事業等に着手した事業者の事業計画は、設置事業等の届出がなされた事業計画とみなし、この条例の規定を適用する。
- 市長は、施行日において事業者が有していた設置事業等に関する計画の内容を把握す

るため、必要な報告及び資料の提出を求め、又は立入調査の権限を適切に行使することができるものとする。

- 前項の規定の適用を受ける事業者が、施行日後に事業計画の変更を行うときは、この条例の事業計画の変更及び工事の届出の各規定に基づき届け出なければならないものとする。

(管理者等に関する情報の掲示に関する経過措置)

- 管理者情報の掲示の規定は、設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(維持管理に係る経過措置)

- 維持管理の規定は、設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(廃止の届出に係る経過措置)

- 廃止の届出の規定は、設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。